

- 1 会議名 総務・産業建設常任委員会協議会
- 2 日時 平成30年12月17日（月）
午後1時30分から午後3時7分まで
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席委員 （委員長）櫻井伸賢、（副委員長）榎谷規子
（委員）大野慎治、塚本秋雄、相原俊一、須藤智子、梅村均
- 5 説明員 建設部長 片岡和浩、商工農政課長 神山秀行、同商工観光グループ統括主査 今枝正継
- 6 事務局出席 議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤顕
- 7 執行機関挨拶 建設部長
- 8 協議事項

（1）商工会の陳情書調査の日程調整について

大野委員：商工農政課が参加しているので、今から一項目ずつ時間をかけて協議することを提案する。

梅村委員：今からやってもいいし、項目が多いので、現状こういうことをやっているとか、こう考えているということを作ったうえで議論してもよい。

櫻井委員長：本日行うことにする。資料を取りに行く間、暫時休憩とする。

（休憩）

櫻井委員長：商工会から、陳情書の訂正があった。

梅村委員：陳情書の訂正は、議長の許可で進めることができる、ということではないか。今回、請願並みに扱っているが。

（音声欠落）

大野委員：委員会で申し出があって、承諾して、こうして文書で提出された、という流れなのでよいのでは。

梅村委員：手続きの話である。

（音声欠落）

議会事務局統括主査：「陳情書の訂正について」が本日商工会から届いた。手続きについて、過去に9月定例会で、それは請願だったが内容の訂正があり、本会議が始まった後だったので、訂正文を本会議において皆さんに配って、訂正してよろしいかという確認をとった。今回は陳情で、従来は送付のみだが、請願並みに取り扱うとして議会本会議において決を採るとなると、中身に関して訂正が生じたなら、先回同様にこの文書を本会議に示して諮る必要があると思う。

櫻井委員長：これは本会議に諮るとして、今日は読み替えて進める。

（1 商工会事業運営に対する財政的支援の維持・拡充）

櫻井委員長：この項目について、商工農政課で何かコメントや取組の説明はある

か。

商工観光グループ統括主査：文面にあるが、小規模事業経営支援の補助金は、県から受けた補助金額の20%以内を補助している。それ以外にも商工業事業補助金として、商工会が行う商工事業の振興に寄与する事業の50%以内を補助しているのが現状である。

梅村委員：この補助率は、県内と比較するとどの程度か。

商工観光グループ統括主査：手持ちの資料が無いので、確認する。

梅村委員：下段の2行で、自己財源獲得となるような公益的な事業への取組機会を優先的に提供しているかどうか。これはどのように考えるか。

商工観光グループ統括主査：公益的な事業への取組は、例えば、桜まつりが当たると思う。

榊谷副委員長：補助している市内の事業所数はいくつか。

商工観光グループ統括主査：商工会の会員数で良いか。

榊谷副委員長：補助している数は。

商工観光グループ統括主査：補助金の交付は商工会に対して行うので、数は1事業所である。

櫻井委員長：これは、岩倉市ではやれているという見解でいいか。

商工農政課長：要望は、予算・補助率のアップ、優先的に提供するということで、何をもって「優先」なのかわからないが、桜まつりがそれに当たるとすれば、補助率アップに課題が残っている。

（2 商工会の経営支援体制確立への配慮）

商工観光グループ統括主査：祭り等の地域事業については、商工会と進めているものが多く、市と商工会の中で協議をしながら進めており、過度な負担とならないようやっていると考える。財政面についても、必要に応じた予算の確保に努めている。

大野委員：近隣市町の商工会の財政支援の金額は把握しているか。

商工観光グループ統括主査：把握していない。

大野委員：近隣市町と情報交換等ないか。

商工農政課長：資料として10年くらい前のものは見たことがあるが、最近のものは見たことがないので確認する。先ほどの、他市の補助率も併せて確認したい。

梅村委員：岩倉の地域事業は、桜まつり以外にあるか。

商工観光グループ統括主査：桜まつりや夏祭り、市民盆踊り、ふれ愛まつりの市民商工まつりもこれに当たると考える。

梅村委員：商工会の事務量が年々増えているとのことだが、何か話を聞いていな

いか。

商工農政課長：ビジネスサポートセンターを開設し、事業運営費補助を払っていて、パート1人を増員し、その賃金も補助金からやっている。1で、県が50%、市が20%で、小規模事業経営支援事業費補助金を出しているが、また別に商工業振興補助金もある。2本立てで、商工会の事業費と人件費の補助を行っている。

梅村委員：近年の委託料の推移はどうか。商工会に対する委託料等は増えているのか。

商工観光グループ統括主査：国の補助も使いながら、増えてきていると考える。

（3 小規模企業振興基本法制定に伴う中小企業・小規模企業振興条例の早期制定と商工会との連携推進）

商工農政課長：勉強会を進めている。商工会も勉強会に入っているし、今後の条例策定に向けたところにも商工会に入っていていただく予定である。この要望については県下統一であると思われるので、岩倉市に特に特化したものではないと思われる。岩倉市は商工会と連携してやっていく前提で考えているので、この要望は今後、会議の中で議論していくことになると思う。

大野委員：実施計画上では来年度中の条例制定でよいか。

商工農政課長：その予定である。

（4 岩倉市ビジネスサポートセンターによる小規模事業者支援の強化）

櫻井委員長：これについてわかる範囲でお願いします。

商工農政課長：岩倉市地域活性化推進協議会で策定した、岩倉市中小企業小規模事業者活性化行動計画の中に、ビジネスサポートセンターが明確に位置付けされている。市も商工会と協力しながらビジネスサポートセンターを活用した事業者支援を行っていく。こちらも要望を満たしていると思う。

須藤委員：ビジネスサポートセンターの業績、実績は把握しているか。

商工農政課長：29年度、相談件数は255件、相談事業所数60件。内容は、創業、SNSの立ち上げ、ホームページの開設が主な相談内容である。

須藤委員：受ける方の人員体制はできているか。

商工農政課長：これまでも経営相談を行っているので、その職員が引き続きビジネスサポートセンターで、月水金曜日の午後に予約制で相談を受けている。事務はパートを雇って補っている。経営指導員3人、補助員2人、記帳指導員1人の6人体制。

大野委員：プラットホームカフェでやった、女性創業カフェが全国大会で優秀賞に選ばれている。

(5 官公需発注における商工会員を優先した受注機会の確保)

大野委員：去年の議事録を資料として用意した。17 ページ「商工会の会員を優先とした随意契約はできないことになりますので」と。できないので、地元事業者に訂正してほしいということである。

商工農政課長：随意契約については、市のルールとして、できる限り地元業者を、市内の事業者を選定することとなっているので、問題ないと思う。指名競争入札についても、市内の業者はポイントの加算もあるので、一定配慮はできているものと認識している。

梅村委員：商工会員を優先できないと昨年回答があったが、なぜこれができないのか、地方自治法のことも例に挙げて答えられたので、いまひとつ理解できなくて、随意契約について知りたい、例えば事例で、随意契約するときは入札が間に合わなくて時期が短くて緊急性がある時や、そういう時に商工会を優先することができないとか、シルバーとか障害者団体はあるが、商工会はそこには入っていないからだめだというような回答だったと思う。それだけではなくて、随意契約できる項目の中で商工会員は優先することはできないのかを知りたい。

商工農政課長：商工会員といっても、商工業者の 53.7%で、残りの 46.3%の事業者は、商工会員を優先すると、もれてしまう。市内の全部の商工業者が商工会に入っていればいいが、全事業者が商工会員ではない。市としては、市内の事業者を優先している。商工会員を優先ではなく、市内の事業者を優先している。

(6 B C P の普及促進に向けた支援)

商工農政課長：講習会等に関する案内チラシについては、商工会を通じて商工会員には周知している。連絡体制についても整備に向けた準備をしている。こちらも県下全体の取組かと思われる。岩倉市では、市と情報交換しながら、商工会が B C P の策定を進めている。

大野委員：下から 3 行目、助成金制度や補助制度などの創設を要望するとあるが、これに対する見解は。

商工農政課長：現在、助成金制度や耐震化のための補助制度の創設はされていない。融資を利用する場合は、融資に対する利子補給とか、保証料の助成とかは、そちらのほうでカバーできると考えている。

大野委員：近隣市町でこの制度を創設しているところはあるか。

商工農政課長：確認する。「近隣」の範囲はどの程度か。

大野委員：隣接市町で良い。

梅村委員：B C P 講習会はどこで実施されているか。市か。

商工観光グループ統括主査：県が実施しているものに対して、案内が定期的に来るので、それを商工会に提供し、そこから周知してもらっている。

梅村委員：BCPのことで、機器や器具の導入を促進とあるが、これはどのようなものか。高額なものなのか。

商工農政課長：商工会に確認する。

（７ 中小企業・小規模事業者の事業継承への支援）

商工観光グループ統括主査：事業承継については、中小企業・小規模事業者の活性化行動計画の中で、事業承継への支援について明記している。その中では主に商工会が主体となって進めていくとなっており、商工会で作っている経営発達支援計画で、希望者や必要な事業者に、事業承継の計画を策定しフォローアップしていくとあるが、現状を確認している中では、そこまで実施されていない。県の事業承継診断もあり、事業者に声掛けをして進めているところだが、なかなか事業承継を希望するという声が少ないのが現状と聞いている。

商工農政課長：補足になるが、補助金という話があったが、こちらは中小企業庁で29年の補正であがっており、事業承継、経営者交代タイプ、新たな二次募集ではM&Aのタイプ、補助金が国のほうで準備されている。

大野委員：その事業承継の補助金の窓口はどこか。

櫻井委員長：商工会が窓口である。

商工農政課長：補足だが、今年度、商工会も事業承継に向けて、今までは青年部の会員の関係が、親族に限られていたものが、その親族もしくは後継者と認められる者ということで、青年部も規約を改正している。

（８ 人手不足、生産性向上に対する支援の強化）

商工農政課長：岩倉市において、平成28年度に岩倉市地域産業活性化推進協議会の事業として、採用力向上実践塾、採用コンサルティングの他、魅力ある小規模事業者を紹介する冊子、ものづくりフォーカスというものを作成し、将来に向けて、市内の小中学校・高校や近隣の大学・専門学校に配付し、岩倉にはこんな企業があると紹介して、人材確保の支援につながればということで取り組んでいる。また、事業者の生産性向上ということで、国の生産性向上特別措置法にのっとり、岩倉市でも生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画を、国に認定を受けて、策定した。これによって事業者の生産性向上に関する一定の認定を受けた機械を導入する場合には、岩倉市の固定資産税の減免ができる。また、人材不足の中で、障害者も雇用の対象になるという考えを持っていただきたいということで、2月に福祉課主催で、事業者の声掛けして、障害者雇用の理解促進に関するシンポジウムを開催する予定である。

梅村委員：生産性向上の説明があつたが、特別措置法はよくわからないので、女性や高齢者が活躍できる職場環境の整備などがあるが、このために何か支援はしているか。

商工観光グループ統括主査：職場環境の整備をどこまで捉えるかということがあるが、例えば商工会がやっている女性創業支援、プチマルシェとか、それに伴ってビジネスサポートセンターにつないで、創業するきっかけ支援も一つだと考える。

櫻井委員長：陳情書の項目について議論できた。

榊谷副委員長：障害者の雇用対象で、農業の〇〇さんが障害者を雇用しているが、農業で事業拡大というところも商工とつながると良い。

商工農政課長：実際のところ把握していないが、補助金もあるので、ハローワークとやりとりするかたちになる。

商工観光グループ統括主査：グリーンアカデミーで事業拡大という話があつたので、商工会のビジネスサポートセンターに相談してみてもと声掛けをした。

（執行機関退席）

櫻井委員長：これを採択するという方向でよろしいか。

梅村委員：採択でいきたいと思うが、補助率だけ確認したい、安定的な財源を確保されるようにというところは当然だし、優先的に提供するというところは優先的ならいいと思う。最優先とかではないから。

大野委員：優先的というのは地元事業者ということなら去年も問題ないということだった。

櫻井委員長：1番の話。

大野委員：優先的だからいいのではないかな。特に問題ない。商工農政課も全ての項目を否定するものでもないし、商工会も継続してこういった取り組みをしてほしいということなので、いきなりやめないでねという要望なので、確認事項はあるが、採択する方向で問題ない。

塚本委員：優先的に提供する、桜まつりや夏祭りやふれ愛まつりもあるが、最終的に問題になるのは商工会がやる商品券だろうという部分も関係してくると思う。商品券を発行すると、商工会の自己財源獲得につながることになる。私は、陳情の採択基準は法的に無いが、各議会が決めればいいと思う。採択するならば、願意が妥当であるか、権限が総務・産業建設常任委員会にあるかどうか、実現する可能性があるか、その3つを挙げると、該当してくる感じを受けた。

梅村委員：請願並みに扱うということで、実現可能性というところを議会としては、委員会としては判断しなければいけない。

大野委員：取扱いが最終日、委員会が開催されれば、その時に採決するというこ

とでいいか。

櫻井委員長：それでよろしいか。

(暫時休憩)

櫻井委員長：次回の委員会で商工農政課の答弁をいただいて、その後、採択をするかどうかということになる。最終日の追加議案が総務委員会の議案があるので、その中にこの陳情書の取扱いを加えて、補助率に関しての近隣市町の補助率の質問、6番のBCP補助の隣接自治体での状況、BCPの機器・器具とは何か、この3点の質問が出たので、この回答をいただいて、質疑応答をやって、今この協議会の中では、商工農政課としては取組をしているという状況を確認したので、この中では全部採択できるという雰囲気が出た。

(2) (委員会代表質問を受けて) 政策提言について

櫻井委員長：協議していないことを質問しないよう、委員全員の総意という点が一番苦労した。委員会代表質問を終えて、何か意見はあるか。

榊谷副委員長：委員長が委員全員の総意をかなり意識されていたので、櫻井議員の本来ののびのびとした質問ができなかったと思う。相原議員が午前中言われたみたいに、ヒアリングを1人ではなくて、ヒアリングこそ委員全員でやるとよかった。農業の4番、見直しを行うことを考えていないと言われたことに対しては、もっと言ってもよかった。

櫻井委員長：議会基本条例推進協議会で述べていただきたい。

須藤委員：まんがは周南市なのか。

櫻井委員長：去年の視察。周知する方法は公共施設再配置検討計画を市民に周知する方法として、今回は秦野市へ行ったが、去年も行ってネタがあったので加えた。私が加えた。委員会代表質問はよろしいか。では、政策提言に向けて、これはみなさんに協議していただくところである。この後、政策提言に向けてというかたちで進むと思うが、私は農業ビジョンが、どうかと思うところがある。表現はいろいろある。私はどういう表現にしているかわからない。政策提言についての紙に書いたが、手を加えること、これがどういう表現かわからない。改定、修正、削除、更新、追加。委員会代表質問でも発言した通り、平成8年策定のビジョンがそのまま。答弁の中でも現状にそぐわないものがあるということだったが、6次産業化支援というのは地方創生の段階で出てきた新しい言葉。平成8年以降ちっちゃい菜をブランド野菜として認定して、販売・促進・普及について農業委員会でやられて、そういう最近の話題も入れたほうがいいのではないか。農業に関しては、市長マニフェストにも、商工業と連携して都市の近郊農業のありかたや、農業について取り組みますという一文もあるので、市長マニフェストともぶつかり合うものではない。私はこれを政策提

言として議長に答申したい。委員全員の同意をいただける他の項目があれば、これにこだわらないので、出していただいて協議していただくことになる。これはここで決めることではないので、みなさんに宿題として渡しておく。考えていただきたい。

大野委員：言葉が足りないが、総合計画やマスタープラン、32年に合わせて作る
ので、その時まで合わせて農業ビジョン、都市近郊型の農業ビジョンを策定する
というようにしないと、方向性がまちまちに作ってしまうと、10年規模くら
いで改定していくのが正しいと思う。来年すぐ改定するというではないの
で、それと一緒に改定してくださいといった提案型のほうが政策提言につな
がると思う。

櫻井委員長：それは取り入れる。

須藤委員：当局の答弁は、見直しを行うことは考えていないと言われた。なぜか。

櫻井委員長：ひと農地プランや、農業振興地域整備計画を3年ごとに見直しをし
ているので、こちらは改定することは考えていないという意味合いの答弁だっ
た。農業ビジョンが基本計画ではないが、各種個別計画は、それぞれ今に合う
ように見直しているから、こちらを見直すことは考えていないという答弁だっ
た。答弁全体を見ると。

須藤委員：農業ビジョンというのがもとなのでしょうか。

櫻井委員長：私はそういう位置づけで質問した。そうじゃないと言うかもしれな
い。

大野委員：農業委員会の意見交換を2年連続行ったが、都市近郊型の農業ビジョ
ンというものが岩倉には無いと指摘を受けた。やはりこの部分ははずしてはい
けないし、提言しなければいけない。農業委員会と同じ方向性だと思うので、
そこは要望したほうがいい。政策提言として出したほうがいいと思う。

梅村委員：農業ビジョンをもっとよく見て、ひと農地プランだとか、今に引き継
がれているものと比較しなければならぬが、農業ビジョンが必要なかどうか
とか、そういうことも考えたい。削除もありかと思う。理由は当然いる。改
定にしても理由はいる。その方向に向かって調査していくのはいいと思う。

塚本委員：農業ビジョンは平成8年、その狙いを見ると、農家と市民と農業団体
と行政が連携して長期戦略を目指すために作られたと書いてある。地場産業と
しての農業の再生、都市緑地としての農地の保全・活用、市街化調整区域内の
農地と市街化区域内の農地をどうしていくか。どんな割合になってくるか。分
析も20年経っていれば、生産緑地も変わってくるし、やはり見直す時にある
のではないか。長期戦略として立てられている。そのタイミングは大野委員が
言ったように、何のときにやっていくか、ということは必要である。そういつ
た提言内容でも構わないと思う。

櫻井委員長：私は代表質問の中で、積極的な捉え方で質問したが、農業は岩倉市内で4億円算出する産業であると捉えたが、ひっくり返すと、市街化調整区域が存在する、許可を得ないと開発行為ができない土地として残っている。市街化区域を広げたいという思いがある方も無い方も、市街化区域を拡大する意図はないという見解である。市街化区域の中に未開発の土地があるので、それが全部開発されて、どこにも開発する余地がなくなって初めて市街化調整区域に市街化区域を広げようという議論が出てくるというのが、建設部の過去からの答弁だった。今のままで調整区域は調整区域のままで残る、それに対してどう取り組んでいくかという考え方である。しばらくは農地は農地として残るので、市主導の開発行為がない限りは。今日ここで結論を出そうと思っていない。

塚本委員：付け加えるならば、市街化調整区域はどちらかというと水田、市街化区域内は畑が中心、そのような流れになっていくだろうと分析されていた。今はどうかと言ったら同じであるかどうかもしなければいけない。

大野委員：市街化区域内の農地は、あと10年くらいでゼロになる。生産緑地も20年くらいでなくなるだろうと言われている。どうして農業ビジョンかというと、企業誘致を一方で進めるので、一宮春日井線には開発行為がかかる、そういったことも含めながら、岩倉の農業はどちらを向いていくのかというビジョンがないと、その場しのぎの政策はよくない。マスタープランと合わせたビジョンは作るべきである。

櫻井委員長：北島藤島線も沿線に個別の開発がかかってくると思う。そのへんはまだ見通しが無いので。

委員外議員（黒川議長）：明日、全員協議会で見直し計画の説明がある。

櫻井委員長：ここで結論を出そうと思っていないので、私の私案を提示したということで、質疑応答し意見交換したということで終わる。

（3）農協への所管事務調査の是非

櫻井委員長：農業施策についてみなさんで勉強して、農業委員会と意見交換をやった時に、ライスセンターが老朽化しているから建替えをする、今どれくらい扱っているのか、今後田んぼの面積がどうなって農協はどう思っているのか、取扱量が増えているのか減っているのか、等を含めて調査したいかどうか。委員が行きたいとなれば、愛知北農協へ、本店から来てもらって、ライスセンターどう思っているのか、例えば道路が3本、一宮春日井と萩原多岐と北島藤島と、沿道が個別に開発されるのはどう思っているのかとか、そういうことは個別であるので、やりたいということであればやる方向でいくし、それぞれみなさんで聞き置くということであれば、特段日程を設けない。委員の意見を聞きたい。私はどちらでもいい、中立です。

榊谷副委員長：やるとすれば来てもらってではなくこちらが行って、新しいＪＡの２階は調理室があるので、市民にも開放してドレッシング作りとかやっているの、そこも見せてもらいながら。やるとしたら来てもらうのではなく、行く。

（音声欠落）

大野委員：日程調整ができるなら、行きましょう。

（音声欠落）

塚本委員：ライスセンターを見に行けるか。

櫻井委員長：意見交換の中では、老朽化しているから建て替える計画がある。

塚本委員：その補助金を国からもらうか、市からもらうか、どういう流れになるか。岩倉で使えるシステムにしたい、そのための補助金が欲しいと言っていた。現地確認くらいはできる。見せてくれると思う。

梅村委員：視察なので効果を出したい。目的が、良いライスセンターを提案するために行くということならよい。ただ見るだけにならないように。政策提言につなげるうえでの調査事項があれば農協の意見を聞くとよい。

櫻井委員長：６次産業化で質問されて、市としてはやっていないが農協がやっているという答弁だったと思う。だから、何をやっているのか、ネギのドレッシングとイチジクのジャムと夢吟香、麦茶、緑茶も作っている。そういう６次産業化の取り組みの主体は農協である。そういう点でも、見るというか聞くというか、そういった観点でも所管事務になる。岩倉市としては、６次産業化はやっていない。

梅村委員：食べて知って、意味があればいいと思う。

榊谷副委員長：やめておこうか。

櫻井委員長：やめておこうか。

塚本委員：ライスセンターが新しくなるということと、６次産業化を農協に聞くということもいいことだと思う。日程調整できれば。

榊谷副委員長：ただ見に行くだけでなく、政策提言につなげるとなると、日程が厳しい。

梅村委員：政策提言で日程が取れていたらいいが。

大野委員：本当は１２月に政策提言できているとよかった。

櫻井委員長：委員会代表質問が入ったからこうなった。いったん無しにしましょう。

（４）その他
特になし

9 その他

櫻井委員長：閉会中の継続審査は。

梅村委員：政策提言は委員会だけでなく協議会で開ける。

櫻井委員長：やるなら政策提言について一項目挙げると思ったので、協議会で決めて議長へ答申するというようなかたちでいいか。

（発言する者あり）

櫻井委員長：政策提言について、農業政策について、閉会中の継続審査は一項目発生しそうなので、ご承知おきください。

次回：11月20日農業委員会との意見交換会終了後（15時頃予定）